

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	鈴木 恵子
【住所又は本店所在地】	東京都港区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2026年3月12日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	静甲株式会社
証券コード	6286
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所 スタンダード市場

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	鈴木 恵子
住所又は本店所在地	静岡県静岡市清水区
事務上の連絡先及び担当者名	静甲株式会社 経営企画室経営企画課 白井正人
電話番号	054-366-1106

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（有限会社）
氏名又は名称	有限会社ティエムケイ
住所又は本店所在地	東京都渋谷区広尾三丁目1-22-405
事務上の連絡先及び担当者名	静甲株式会社 経営企画室経営企画課 白井正人
電話番号	054-366-1106

3【提出者（大量保有者） / 3】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	鈴木 武夫
住所又は本店所在地	東京都港区
事務上の連絡先及び担当者名	静甲株式会社 経営企画室経営企画課 白井正人
電話番号	054-366-1106

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No. 10
訂正される報告書の報告義務発生日	2026年3月4日
訂正箇所	令和8年3月10日に提出した変更報告書No.10について、 変更報告書提出事由に不備がありましたので下記のとおり訂正いたします。

(訂正前)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株式等保有割合が1%以上減少したため。
単体の株式等保有割合が1%以上減少したため。

(訂正後)

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株式等保有割合が1%以上減少したため。
単体の株式等保有割合が1%以上減少したため。
提出者1の保有目的変更のため。